

平成 25 年 10 月 8 日

近検協第 25-050 号

報告会社 御中

一般社団法人

近畿ブロック昇降機等検査協議会

平成 25 年度 9 月分 受付状況ご通知（月報）

拝啓、清秋の候、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は定期検査報告につきまして格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、9 月末締めのお受付台数は 11,406 台で本年度累計は 68,639 台、前年同月比 101.8%前年度累計比 104.0%となりました。 つきましては、下記の項目についてご連絡致しますのでよろしくお願い申し上げます。

敬具

記

1. 主索の検査結果記入要領のホームページ掲載について

平成 25 年 4 月 1 日施行された主索に関する法改正により、検査結果表も一部改正され運用していますが、改正後半年を経過するも、改正部に関する記入間違いや、判定間違い、さらに弊協議会に対し記入要領の確認などお問い合わせが多数発生しています。

このことから、平成 25 年度検査資格者地域講習会（9 月開催）で使用しました「主索の検査結果記入要領及び主索の判定フロー」を弊協議会のホームページに掲載いたしました。

これで全てのお問い合わせ等を解消できるものではありませんが、大多数の判定間違い等を解消できるものとなっていますので、ご活用いただきますよう宜しくお願いいたします。

2. 有効年月内報告率の向上と遅延理由書の発行枚数低減について

弊協議会におきましては、平成 22 年度より有効年月内報告率の向上と遅延理由書の発行枚数の低減に取り組んでいます。

各昇降機におきましてはそれぞれ基準月（主に検査済証交付年月日の月）が決められ、基本的にはその月を基準に報告済証の有効年月を決めています。ほとんどの業務がその有効年月（有効期限）を基に推進されていることから、定期検査の実施及び特定行政庁への報告の時期等についても各特定行政庁の定めを厳守することが求められております。

有効年月内の報告率及び遅延理由書の発行数は下表のように推移しております。

是非とも有効年月内の報告率向上と遅延理由書の発行数低減にご協力をお願いいたします。

* 注 基準月・有効期限については、実務要綱（2013 年度版）P6 1.2.を参照願います。

	22 年度	23 年度	24 年度	25 年 9 月度
有効年月内報告率	80%	85%	91%	95%
遅延理由書発行数	8,254 枚	6,162 枚	3,867 枚	1,800 枚

3. 奈良県下における、既存昇降機に「戸開走行保護装置」を設置後の行政指導について

奈良県下（4 特定行政庁）においては、既存昇降機に「戸開走行保護装置」を設置するに当たって建築基準法第 12 条 5 項に則り、管轄行政庁へ報告する必要があります。

設置後、定期検査報告書提出時は、必ず 12 条 5 項報告した書類を添付するよう指導がありました。

12 条 5 項報告の書類の添付の無い定期検査報告書については、ご返却させていただくこととなりますので、周知願います。

以上